

事 務 連 絡
平成25年9月13日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

「ふるさと寄附金制度」（いわゆる「ふるさと納税」）に係る事務の取扱について

平成25年4月22日付事務連絡により依頼した「ふるさと寄附金制度に関する調査」の結果を別添1のとおり取りまとめましたので情報提供致します。

また、本調査結果を踏まえ、ふるさと納税がより一層積極的に活用されるよう、下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、事務取扱上の参考としていただくようお願い致します。併せて、貴都道府県庁内の関係部局に対しても、この趣旨、内容等について周知いただくようお願い致します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1. 寄附手続きにおける改善

今回の調査結果において、寄附手続きに係る改善点として「クレジットカード決済、コンビニ納付等収納方法の多様化」との回答が最も多かったところであり、寄附の一層の促進のためには、各都道府県、市区町村において、このような寄附金の収納方法の多様化を図ることが効果的であると考えます。（これらを導入するために必要な具体的な手続き等について、別添2のとおりまとめましたので事務取扱上の参考としてください。）

2. 寄附者の申告手続きに係る事務負担軽減

今回の調査結果等を踏まえ、寄附の一層の促進のためには、各都道府県、市区町村において、以下の取組等により寄附者の申告に係る事務負担の軽減を図ることが効果的であると考えます。

- (1) 今回の調査結果において、「寄附者へ控除に必要な手続きを記載した文書の配布等により周知」を実施している都道府県は約6割、市区町村は約5割にとどまることから、寄附者に対して受領書を送付する際等に、必要な申告手続きを説明した文書を配布する。
- (2) e-Tax を活用すれば簡単に確定申告ができる旨を寄附者へお知らせする。
また、寄附者のうち希望者に対して、寄附の翌年1月に確定申告書を送付す

ることも考えられる。(確定申告書の記載例を配布しているとの団体もあったことから、別添3のとおり記載例を作成しましたので事務取扱上の参考としてください。)

- (3) 各市区町村における確定申告の相談窓口において、ふるさと納税に係る申告書の作成相談・指導など、ふるさと納税に係る確定申告書の作成方法等について適宜寄附者からの相談に乗る。

3. 寄附金の使途

今回の調査結果において、「寄附者が寄附金の使途を選択できる」との回答が8割強ありました。また、ふるさと納税研究会報告書(平成19年10月)において、「地方団体に対し寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われるかという点に強い関心を持っている。」と指摘されているところです。これらのことから、寄附の一層の促進のためには、各都道府県、市区町村において、引き続き寄附者が寄附金の使途を選択できるようにすることが効果的であると考えます。また、「寄附金の使途を公表していない」団体も市区町村では5割あることから、寄附金の使途を公表することも効果的であると考えます。

4. 寄附者との関係づくり

今回の調査結果において、寄附者との関係づくりのための取組として、「お礼状・感謝状等の送付」との回答が約9割、「広報誌・パンフレット等の送付」との回答が都道府県で約7割、市区町村で約5割、「特産品等の送付」との回答が約5割あり、各都道府県、市区町村においては、その実情に応じて創意工夫を行っているものと考えられます。ただし、特産品等の送付については「問題はあがるが、地方の良識に任せるべき」と回答した団体も、都道府県で約3割、市区町村で約2割あることを踏まえ、適切に良識をもって対応してください。

5. ふるさと納税に係るPRの強化

今回の調査結果において、ふるさと納税をさらに活用するための課題として「制度のPR」との回答が、寄附額が増加している団体の増加理由として「PRを強化した」との回答が、それぞれ最も多かったところです。そのため、寄附の一層の促進のためには、各都道府県、市区町村において、イベント等でのパンフレットの配布や、県人会・地元出身者等への呼びかけ、HPにおける効果的なPRの実施など、引き続きふるさと納税に係るPRを積極的に行うことが効果的であると考えます。

総務省自治税務局市町村税課 住民税第二係 石川、梅本、小出 TEL : 03-5253-5669 FAX : 03-5253-5671
--